

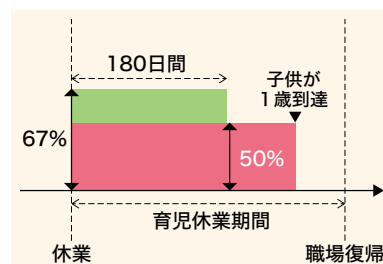
【育児休業を取得される方へ】

育児休業手当金について お知らせします

育児休業手当金は、育児休業の承認を受けて休業する際に、育児休業期間中の経済的援助を行うために支給される給付です。

育児休業手当金の給付率が引き上げられました！

- ①対象 平成26年4月1日以降開始する育児休業を取得される組合員
- ②給付率 育児休業をした期間が180日に達するまでの間（土・日を含む）に限り、育児休業手当金の給付率が、給料日額の67%に引き上げられます（181日目から子が1歳の誕生日の前日までの期間は、従来どおりの50%に戻ります）。なお、平成26年3月31日以前から引き続き育児休業を取得している組合員については、従来どおり50%となります。



育児休業手当金等の給付上限日額が変更になりました！

- ①対象 「掛金の基礎となる給料月額」が、下記の給料月額以上となる組合員についての平成26年8月1日以降の休業期間に係る育児休業手当金及び介護休業手当金

②育児休業手当金	掛金の基礎となる給料月額	給付上限日額
	340,890円以上（給付率67%の場合）	12,973円
	340,670円以上（給付率50%の場合）	9,681円
③介護休業手当金	掛金の基礎となる給料月額	給付上限日額
	340,670円以上	7,745円

*給付上限日額は、平成26年8月1日に改定されました。

支給金額

給付は月単位で行います。各月の休業実績を確認した上で、翌月に支給します。

各月の 給付額	=	給料日額	×	給付率※2	×	手当率	×	支給日数
		掛金の基礎となる 給料※1の1/22 (10円未満四捨五入)		67% (180日目まで) 又は 50% (181日目以降)		1.25 (円未満切捨て)		土・日を除いた日数 (年末年始と祝日を含む)

※1 掛金の基礎となる給料とは、「給料表額+教職調整額+給料の調整額（特別支援学校）」の月額をいいます。

※2 暫定措置として支給率が引き上げられています（40%→67%又は50%）。詳細については、下記をご覧ください。

支給期間

原則として「子の1歳の誕生日の前日」まで*支給されます。

*特別の事情に該当する方は、最長1歳6か月まで給付を受けることができますが、「保育所入所」に関する手続きについては注意が必要です。

パパ・ママ育休プラス

父母ともに育児休業を取得する場合は、支給期間が1年を超えない範囲*で、子が1歳2か月に達する日まで育児休業手当金を請求できます。

*母については、出産日及び産後休暇期間、育児休業手当金支給期間を合わせて1年を超えない範囲となります。

請求方法

手当金は請求に基づき支給されます。給付に該当される方は所属所を通して「育児休業手当金請求書」をご提出ください。また、育児休業の承認期間が変更された場合は「育児休業手当金変更請求書」のご提出をお願いします。

⇒詳細は「福利厚生ハンドブック（平成25年3月）」P66からの育児休業手当金のページをご覧ください。

問合せ先 給付貸付課短期給付係 | 03-5320-6827